

名古屋市瑞穂公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 25 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第127号

名古屋市瑞穂公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市瑞穂公園条例施行細則（令和 2 年名古屋市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「別表第 3 専用使用（体育館を除く。）の表備考第11号」を「別表第 3 専用使用（体育館を除く。）の表備考第12号」に改める。

第 9 条第 4 項中「別表第 3 専用使用（体育館を除く。）の表備考第10号」を「別表第 3 専用使用（体育館を除く。）の表備考第11号」に改め、同条第 5 項中「別表第 3 専用使用（体育館を除く。）の表備考第11号」を「別表第 3 専用使用（体育館を除く。）の表備考第12号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 22 日から施行する。ただし、次項の規定は同年 1 月 4 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市瑞穂公園条例施行細則の規定に基づく許

可の申請その他陸上競技場及びその附属設備を使用するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。